

市制施行 60 周年記念

「順天堂大学との連携協働に関する協定」について

本市と順天堂大学は、昭和 22 年から 63 年までの間、本市に順天堂大学習志野キャンパスがあったことを縁として、大学教員による各種審議会等への委員就任や市民カレッジ事業等への講師派遣など、協力関係が継続されています。

今年度、順天堂大学は自治体と連携し「地域のための大学」として、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）を効果的にマッチングし、地域の課題解決、課題を踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進めることとしており、これまでの関係から、本市にも参画依頼がありました。大学とは『次世代を担う「こども」に対するスポーツ健康医学的支援による地域社会の再形成』をテーマに、

I. こどもの「体力と運動能力」を高める取組

II. こどもの安全力を高める取組

を協定締結後 3 年間にわたって実施する予定です。

1. 目的

本市と順天堂大学が連携をもち、健康、教育等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与する。

2. 協力する事項

- (1) 健康・スポーツ・福祉・医療に関すること
- (2) 教育及び人材育成に関すること

3. 協定締結日

平成 26 年 2 月 12 日（水） 午前 10 時から 10 時 30 分（予定）

4. 協定締結後の主な連携事業

- I. こどもの「体力と運動能力」を高める取組として
 - 1) こどもの発育発達期に合わせた「体力」増進の指導
 - 2) 専門家による地域の「高い運動能力をもつ」アスリートの輩出支援
 - 3) 学校・家庭・地域のスポーツ振興と、「安全」な運動・指導法の普及
- II. こどもの「安全力」を高める取組として
 - 1) 幼稚園・保育所・こども園・小中学校教員に対する子どもの「安全」への取り組み方（発達段階に沿って一貫した安全教育プログラムの提供、安全指導法、マニュアル）
 - 2) 幼児、児童生徒に対する子どもの「安全」授業及び指導
 - 3) 市民、保護者、自治体職員等への「安全」指導
 - 4) 0 歳から生涯学習活動として「安全」に関する知る機会（公開講座・出張授業）
 - 5) 教員養成課程の学生に対する「安全」講義

- 6) 家庭・地域・学校が連携した子どもの「安全力」育成法の構築
- Ⅲ. その他両機関が必要と認める事項
今後、両者で協議して決定する。